

# 令和6年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度 国と県の学費支援制度のご案内

(広島城北高等学校新入生用) 【令和6年4月分～6月分】

## 1 制度の概要

### (1) 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、世帯の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

### (2) 授業料等軽減補助金制度（県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用(以下、「授業料等」といいます。)や入学時納入金を軽減する制度です。なお、「施設設備費」は県が定義する入学時納入金には含まれません。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒（保護者等）に直接お渡しするものではありません。

## 2 支援対象世帯区分及び支援額

生徒の保護者等全員の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などにより算出した額の合計額に応じて、次の表のとおり支給（軽減）されます。

支給区分	〔判定基準〕 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額 〔保護者等全員の額を合算〕 ※1 ※2	入学時納入金	毎月の授業料等		生徒（保護者等）負担額※3	【参考】 世帯年収目安※4
		【支給対象項目】 入学手続き金 70,000 円 入学金 70,000 円 支給（軽減）額	【支給対象項目】 授業料 40,000 円・設備維持費 2,000 円			
A	0 円	140,000 円 (全額支給)	33,000 円	9,000 円	0 円	～約 270 万円
B	51,300 円未満	入学時納入金 - 5,650 円 134,350 円	33,000 円	9,000 円	0 円	約 270 万円～ 約 350 万円
C	154,500 円未満	【対象外】	33,000 円	【対象外】	9,000 円	約 350 万円～ 約 590 万円
D	304,200 円未満	【対象外】	9,900 円	【対象外】	32,100 円	約 590 万円～ 約 910 万円
所得額	304,200 円以上	【対象外】	【対象外】	【対象外】	42,000 円	約 910 万円～

※1 支給区分の判定は、対象の「保護者等」全員の判定基準額を合算したものにより行います。

この場合の「保護者等」とは次の方をいいます。

ア 親権者（父、母）

イ 親権者がいない場合は、未成年後見人

ウ 未成年後見人もいない場合は、「主たる生計維持者」（＝生徒を扶養している方）

エ 主たる生計維持者もいない場合は、生徒本人

※2 政令指定都市の場合、調整控除額は3/4を乗じてから減算します。

※3 授業料及び施設整備費を対象として、月額の上限は5万円です。PTA会費・生徒会費・諸費等は対象外です。

※4 両親。高校生、中学生の4人家族で、保護者のうち一方が働いている場合の目安です。世帯構成等によって実際の課税額は異なりますので、あくまで目安としてご覧ください。

★ 税の申告を行われていない等で、対象の保護者等の収入状況の確認ができない場合、就学支援金の制度上、審査認定を行うことができませんので、ご注意ください。（「5 留意事項」を参照）

## 3 手続きの流れ

- 入学年度は、4月（4～6月分）と、7月（7月～翌年6月分）の2回、審査を行います。
- この度は、4～6月分を対象とした申請手続きです。  
（収入状況確認対象は、令和5年度の住民税額（令和4年の所得））
- 令和6年7月に、7月～翌年6月分を対象とした手続きを行っていただきます。  
（収入状況確認対象は、令和6年度の住民税額（令和5年の所得））  
また、学校から手続きの案内をします。
- なお、4～6月分について支給（軽減）の認定を受けた生徒につきましても、保護者等に変更があった場合は、速やかに学校にご相談ください。（「5 留意事項」を参照）

#### 4 高等学校等就学支援金の申請方法について

原則、文部科学省の「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」(e-Shien) を利用する電子申請により行います。

スマートフォンやパソコン等をお持ちでない等でそれが困難な場合には、受給資格認定申請書等に記入して提出する方法(紙申請)になります。該当する場合は、事前に学校へご相談ください。

##### 電子申請

【入力期限】 **4月17日(水)**

別に学校から配布する「**オンライン申請の操作手順**」, 「**e-Shien 申請者向け利用マニュアル②新規申請編**」をよく読んで、申請してください。

##### 【申請の概略】

① ログインID, パスワードを学校から配付



② スマホ等を用いて e-Shien にログインし申請の意向を登録



③ 続いて保護者等情報(収入状況等)を登録(マイナンバーカードを用いて自身で取得した税情報を申請画面に自動転記するなど。)

##### ア 申請を行う場合

(ア) ログイン後、申請の「意向あり」を登録

(イ) 認定申請登録

収入状況提出方法(3パターンから選択)	
①	e-Shien に登録する中で、マイナンバーカードを使用してマイナポータルに連携し、課税情報を自己取得して e-Shien に登録(自動転記)して提出
②	e-Shien に個人番号(マイナンバー)(12桁)を直接入力して提出(課税情報又は生活保護関係情報は県が取得して登録)
③	令和5年度の課税証明書等を e-Shien での申請とは別に学校に提出

(ウ) (就学支援金受給の前歴がある生徒のみ) 就学支援金受給資格消滅通知書を別に学校に提出

##### イ 申請をしない場合

ログイン後、申請の「意向なし」を登録

## 5 留意事項

- (1) 手続き後に、修正申告や更正による**税額の変更があった場合や、死亡、離婚・結婚、養子縁組などによる保護者等の変更があった場合は、速やかに学校へご相談ください。**支給額（軽減額）の変更が必要になる場合があります。
- (2) **税の申告を行われていない等で、対象の保護者等の収入状況の確認ができない場合、認定・不認定の審査ができません。**
- 令和5年度の住民税額（令和4年の所得）が確定している必要がありますので、個人住民税の課税状況をご確認ください。
- ◆確認方法
- ・マイナポータルの「わたしの情報」の「税・所得」で確認
  - ・市区町村の課税担当部署で課税証明書を取得して確認（マイナンバーカードをお持ちなら、コンビニで取得することも可能。いずれの場合も手数料が必要）
- ※ 詳しくは、お住いの市区町村の課税担当部署にお問合せください。
- ◆収入状況の確認ができない例
- ・確定申告していない自営業者、会社が源泉徴収していない給与所得者等、その他未申告の者ただし、「同一生計配偶者」に該当する場合等で、未申告でも確認可能な場合があります。
- (3) 保護者等の負傷、疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができなくなった（家計急変した）場合、通常制度の対象外になる方でも支援を受けられたりする場合があります。該当しそうな場合はまず学校にご相談ください。
- (4) 電子申請時に登録する保護者等の「課税地情報」には、令和5年（2023年）1月1日現在の住民票の届出住所である都道府県、市区町村を入力（選択）してください。

## 6 Q&A

- Q1 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出してくれています。この場合は、祖母が「保護者等」に該当しますか？**
- ⇒ 親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者（＝生徒を扶養している方）が保護者等に該当します。この場合、健康保険証等により扶養関係を学校に示してください。
- Q2 ひとり親家庭（母子）ですが、先日、母が再婚しました。この場合は、母と継父が「保護者等」に該当しますか？**
- ⇒ 再婚した場合、養子縁組をしなければ、再婚相手に親権が付与されません。  
したがって、
- ① 再婚に伴い養子縁組をしていれば、母と継父が、
  - ② 養子縁組をしていなければ、母のみが、「保護者等」となります。
- Q3 父親が海外勤務ですが、住民票を海外に移し、税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で非課税扱いです。この場合、支給は受けられますか？**
- ⇒ 日本国内に在住している（母親）のみの収入状況で判断します。この場合、就学支援金の支給額は一律9,900円/月となります。（加算支給（33,000円/月の支給）は、課税基準日（各年1月1日）に、親権者2人とも日本国内に住所を有していることが条件になります。）
- Q4 現在、児童福祉施設に入所しています。この場合の「保護者等」は誰になりますか？**
- ⇒ 児童福祉施設、児童相談所に入所している場合でも、親権者（父、母）が存在すれば、親権者が「保護者等」になります。ただし、親権者であっても「生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」である場合は、「保護者等」に含みません。（DV・児童虐待等のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄等により接触することができない場合など）